# 令和5年度茨城県動物愛護推進協議会 発言要旨

1 開催日時:令和5年7月7日(金) 午後2時~午後3時30分

2 開催場所: 茨城県動物指導センター 2階多目的ホール(笠間市日沢47)

3 出席者:

【茨城県動物愛護推進協議会委員(順不同、敬称略)】

◎宇佐美 晃((公社)茨城県獣医師会長)

〇水越 美奈 (日本獣医生命科学大学獣医保健看護学科教授)

星野 豊(NHK 財団 社会貢献事業本部 エグゼクティブ・プロデューサー)

一木 明子 (守谷市動物愛護協議会長)

伴 早苗 (水戸市立城東小学校長)

前田 亨(水戸市保健所保健衛生課技監兼課長)

磯崎 達也 (茨城県保健福祉医療委員会 委員長)

(◎:委員長、O:副委員長)

# 4 発言要旨

<議題 1 >動物愛護管理推進計画の進捗状況等について

<議題2>犬猫殺処分ゼロを目指す取組みについて

(資料に基づき事務局説明)

# 宇佐美委員長

(星野委員に対して)

終生飼育などの県民への啓発について、メディアに携われている立場、ボランティアに携われていた経験から、効果的な啓発について、行われた工夫など提案があればお話しいただきたい。

# 星野委員

本日の協議会で提示されている課題は、犬猫を飼育する側の問題、 つまり人間社会の問題であり、人の行動変容を促す啓発が必要と考え る。

この分野では報道の役割が大きい。丁寧に、様々な切り口から課題を正確に切り取り、繰り返し、継続的に伝える息の長い報道姿勢と、届いた側の心を動かし、人の行動変容に結び付けていくことが大事である。

地域の防災力向上を図るワークショップに取り組んできた経験から、動物愛護についても飼育者の意識を高める啓発として、市民の皆さんと一緒に考えるワークショップ形式のイベント開催が有効ではないか。

また、メディアに携わっている立場から、このような取組みを放送 に結び付けて、世の中に紹介していくことも大切と考えている。

# 宇佐美委員長

(伴委員に対して)

動物愛護の問題を動物だけに目を向けるのではなく人にも目を向

ける必要があるとのお話でしたが、若い世代の教育に携われている立場から、児童に向けた啓発について、教育現場の現状などを含めてお話しいただきたい。

# 伴委員

一昔前と違い、小動物を飼育する学校は減ってきている。理由としては、児童のアレルギーの問題、高病原性鳥インフルエンザの発生の恐れやその恐れのある動物を児童に世話させることが良いことか、という問題のほか、目の前の身近な動物の死によって過剰なショックを受けてしまう児童もいるため、これらの問題について動物を飼育すること自体の賛否が分かれてしまっている。

また、学校によっては、ウサギが増えすぎてしまうという問題の発生の影響、休日の世話の問題など、教員の働き方改革の影響もある。

児童を取り巻く家庭環境の変化により、核家族化やマンション住まいなど動物を飼えない、動物と接する機会が減少しているところではあるが、機会をとらえながら、時間を割いて、命の大切さなどの教育には力を入れているところ。

# 水越副委員長

茨城県では小学生を対象に「ふれあい教室」を実施しているとのことだが、子どもだけでなく親が参加できるとよい。

他の自治体で、小学1~3年生を対象に、咬傷事故防止の教育と併せて、ふれあい教室を行っていたが、数年前に方向転換をして、親子で参加させるようにした。

そもそも親世代が動物との接し方を知らなかったため、という理由 もあったが、海外の論文によると、小さな子どもを啓発する際は、親 を含めて行うと効果が高いとのこと。

よって、ワークショップという取組みを行う際には、親子で参加させるとよいのではと考えている。

#### 一木委員

地元のボランティアと共に守谷市内に4つある中学校で、「子猫を拾ったら」などの想定でワークショップを行っていた。ワークショップ後、実際に子猫を拾った生徒が、里親を見つけるところまで自力で行ったという話を聞いた。ワークショップの効果を実感した出来事であった。中学生への啓発は、小学生と違い、親に伝えてもらえることも期待できるのではと考えている。また、中学校は校数も絞られるので、巡回訪問しやすく、ボランティアも参加しやすいのではと考えている。

# 宇佐美委員長

委員の皆様の意見を聞いておりますと、お子さんだけではなく、そ の親に対する啓発を行うことが効果的であるとのこと。

(磯崎委員に対して)

殺処分ゼロが継続しているなか、犬猫殺処分ゼロを目指す条例の制 定に当たってご尽力された立場、政治に携わる立場から今後の取組み についてご意見があればいただきたい。

#### 磯崎委員

県内44市町村がそれぞれ動物愛護協議会を設置し、動物指導センターに犬猫を搬入させないという取り組みが最も重要であると考えている。そのような取組みの中で、各市町村が切磋琢磨することにより、収容頭数の減少につながっていくと考えている。

自身も地元のボランティアとの交流があるが、ボランティアは皆疲弊している。頑張る方だけが頑張っているのが現状である。

行政とボランティアが協力して動物愛護の取組みを行っていくためには、やはり、市町村動物愛護協議会の設置が重要である。責任をもって協議会の設置に取り組んでいきたい。また、協議会が形だけのものにならないように、行政はボランティアと同じ目線で取り組む必要がある。

# 宇佐美委員長

#### (前田委員に対して)

中核市として4年目を迎える水戸市は、独自の動物愛護センターを 設置して犬猫の適正飼育の普及啓発など行っているところと思いま すが、何かご意見があればいただきたい。

# 前田委員

水戸市が中核市に移行した令和2年度より、御存じのとおり新型コロナウイルス感染症の流行があり、予定していた啓発事業が十分に実施できていなかったが、令和4年度後半からようやく実施できるようになってきた。中核市の取組みの特徴としては、県と違い、基礎自治体であることを活かして市民ボランティアと連携し、きめ細やかな取組みができるというところ。昨日も水戸市動物愛護センターにおいてボランティアの協力で猫46頭の一斉不妊去勢手術を実施したところ。

また、一斉手術とは別に、県と同様に飼い主のいない猫の不妊去勢 手術の助成を実施しているが、一部補助のため、ボランティアの経済 的な負担があることが課題である。

(資料1-1の7ページ目)水戸市の収容の153頭のうち、11 1頭が猫であり、そのうち約8割が子猫という状況。飼い主のいない 猫の問題の解決のため不妊去勢手術と啓発に力を入れ、強化している ところ。

# 水越副委員長

茨城県の返還率の低さについて、野犬が多いことが理由というのは理解できる。他の自治体で、ペットショップの店頭に掲示板を設置してもらい、収容動物の情報を掲示することにより返還率が向上したという例を聞いている。

ペットショップなどの動物取扱業における犬猫のケージ等のスペースについて、法的に基準が設けられたが、行政の収容施設においてその基準が必ず守られているかといえば、そうではない場合もあると思う。監督指導機関として、また、動物福祉の観点からもこの基準に達していないというのは問題だと思っている。

そのために、収容頭数の余裕を残していく必要がある。
譲渡適性に関わらず殺処分ゼロであるという結果は素晴らしいこ
とであるが、無理な殺処分ゼロにより収容が過密化することは、動物
福祉の点でどうかと思う。動物福祉についても進めていただきたい。

# <議題3>第10期茨城県動物愛護推進員の委嘱について

(資料に基づき事務局説明)

#### 水越副委員長

(応募書の項目「5」について)「犬訓練士」とあるが、警察犬の訓練士と家庭犬の訓練士で属性が違うため、どういう資格なのかを確認したほうがよいと思う。

#### 宇佐美委員長

(一木委員に対して)

実際に推進員活動をされている立場からご意見があればいただき たい。

# 一木委員

(応募書の項目「9」について)「協議会の設置・運営」を入れては いかがか。

市町村協議会の立ち上げにあたっては、市町村から「動物愛護行政は県の行政業務ではないか」という理由による拒否反応がある。県の推進員という立場があると、県の後押しがあるので、市町村に意見が言いやすいと思う。

市町村から協議会を作りたいという話であればすんなりといくが、ボランティアからの話ではなかなか進展が難しい。このような話し合いに県が参加してもらえると、和やかな雰囲気で良い方向に話が向かうのではと思う。

# 森川部長

市町村協議会の設置について、昨年度の議会で磯崎委員よりご質問をいただいたため、協議会未設置の市町村を訪問し、設置を働き掛けるように生活衛生課に指示したところ。

現在、職員が手分けして順次訪問しているため、ボランティアさんから市町村に「県からも働きかけがあったと思うが」などと話していただいてよい。今後も協議会の設置を推進していきたい。

#### 一木委員

協議会の立ち上げを行いたい推進員に対し、勉強会などで、県が後押しできることを伝えてもらえると、活動がしやすいと思う。

守谷市で「犬猫を動物指導センターに送らない」という取り組みは、 動物愛護の条例ができたことによるところが大きい。

市町村のトップが動物愛護に積極的でない場合、条例がないと職員は動くことができないので、県議さんと市議さんが一緒になって条例を作っていくことが大事であると思っている。

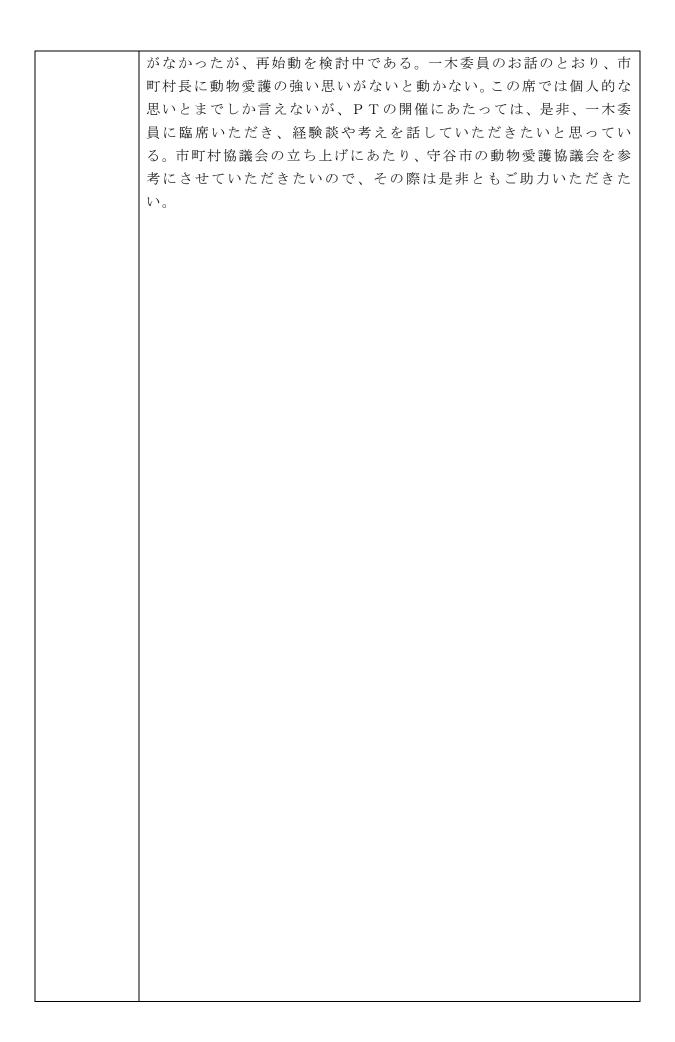
# 宇佐美委員長

どうしても一所懸命な者同士が活動すると衝突しがちだが、ボランティアを含め関係機関が、お互いを尊重し、動物の目を見て協同していくことが大事であると思う。

# 磯崎委員

一木委員のお話が大変参考になった。

動物愛護のいばらき自民党 P T (プロジェクトチーム) に最近動き



# <議題4>動物指導センターにおける収容頭数の現状について

(資料に基づき事務局説明)

宇佐美委員長

(水越副委員長に対して)

事務局説明にもあったが、茨城県ではまだまだ野犬が多く、譲渡が難しい事情があるようであるが、動物行動学がご専門の立場からご意見いただければ。

水越副委員長

短期的な対策は難しいと考えている。飼い主になる人口には限りがあるので、譲渡だけに頼った対策だけでは収容頭数の減少は困難である。入り口である収容を減らす対策が必要である。

そのためには、茨城県の事情として野犬が多いことや、譲渡できない犬猫を何年も動物指導センターで飼育すること、生き長らえさせるためだけに注力することが動物福祉の観点から良いといえるのか、殺処分が絶対悪なのか、などについても丁寧に県民に説明し、茨城県の現状を理解してもらい、動物愛護の意識を向上させる必要があるのではと考えている。

茨城県では、犬の命を大事と考えていることは当然として、「犬の幸せも考えています」というところをアピールしていくことが必要であると考えている。

毎年、全国自治体の殺処分頭数などが公表されているが、自治体ごとの事情が違う。例えば北の自治体では、越冬できないという理由で自然淘汰が起きているから野犬が増えないという事情がある。一方で、温暖で低い山などがある茨城県のような自治体では野犬が多くいる。数字は、その裏にどういう事情があるのかを考えて見なければならない、ということを日頃の授業でも学生に話しているところ。

数字だけの判断をされてしまうと、茨城県のような収容頭数が多い 自治体は、批判の対象となってしまうという辛い立場であると思う。

動物福祉を考えると、茨城県の現状では、やりたくはないが殺処分せざるを得ないこともある、ということを県民の皆様にも理解してもらうように説明する必要があると思う。

例えば、東京都に住んでいる方から想像すると、茨城県の収容犬の現状について疑問に感じると思う。東京都の収容犬は、ほぼ小型犬であるが、茨城県の野犬はほとんどが20kgを超える大型犬であり、扱いやすさが全く違うことや引き取る団体さんの苦労などにも想像が及ばない。

予算にも限りはあるが、不妊去勢手術により子犬子猫が産まれないようにしていくことがやはり大切であると思う。これには地元の獣医師会様などの協力も必要になってくると思う。

本日の資料においても、福祉部門との連携という地域連携推進事業の説明があったが、多頭飼育崩壊は経済的に困窮している方が起こしやすいという現状がある。

最近、ヘルパーさんや介護士さんの団体から適正飼育のセミナーを

頼まれることがある。訪問先での動物の飼育状況について対応に困っていることが多いことがうかがえる。そういった方々と連携して、多頭飼育に陥る前に行政が介入できるようにし、できるだけ多頭飼育崩壊を起さないことが大切。多頭飼育崩壊の犬猫達は人に慣れていない場合も多く、そのような、飼い主が見つかりにくい犬猫達を減らしていくことが大切だと思っている。

#### 宇佐美委員長

前回の協議会でも話にあったが、水越委員より動物福祉の問題についてお話が出ました。仮に、動物指導センターから生涯、例えば15年出られなかったとしたら、その犬猫にとって、なにが慈悲であるのか、殺処分が絶対悪なのか、考えていく必要があるが、難しい問題だと感じる。

また、当然のこととして、そのような犬猫を生み出さないように収 容頭数を減らすことが大切と思う。

一木委員の活動のように動物指導センターに犬猫を収容させないように頑張っている市町村もあるが、磯崎委員のお話にもあったとおり、全市町村が協議会を設置して、収容頭数を減らすというような動きに繋がっていけばよいと思う。

#### 宇佐美委員長

本日の全体を通して、何かご意見があれば。

# 星野委員

本日の協議会に参加して、犬猫を取り巻く問題は、彼らの向こう側にいる人間の問題であることを、改めて強く自覚した。

凡そ20年前に茨城県の動物管理行政の課題を取材したが、状況は 大きく改善され、茨城県の関係者の皆さんの努力に敬意を表したい。

一方で、譲渡先が見つからない動物たちが動物指導センターに収容 され、命は守られているものの、窮屈な生活を強いられている現実が ある。

「殺処分ゼロ」という数値目標を達成した今、次のステップとして、そうした数字の裏側にある「犬猫のQOL」に目を向けていく必要がある。先進的な動物愛護行政を誇るのであれば、ぜひ、収容された動物たちのQOLの向上に踏み込んで頂きたい。

メディアに携わる自身の役割として、例えば一木委員の取り組みのように、ボランティアと行政が連携して「動物愛護協議会」を地域に発足させ、地域ごとに飼育モラルを高めていく取組みを取材し、情報発信していくことで、広く市民の意識を高めていくことが大切だと感じた。そこから、さらに「犬猫のQOL」にも目を向けた取組みを発信できればと考える。

#### 宇佐美委員長

動物愛護の取組みは、県だけで行っている、ボランティアだけで行っている、また、議員さんだけに頼るというような、誰かだけが行う、自分だけが行っている、というものではないと思う。その他にも多くの関係機関が協力して行っているのだ、という良いアピールを是非発

信していただきたいと思う。

その他ご意見ありますでしょうか。

# 一木委員

協議会活動は市とボランティアだけが頑張っているように思われるが、補助金を出すことにより市民の協力を得ることができる。

市民を巻き込むことを目標にTNR活動を行っている。継続した活動により、自発的にTNR活動を行うため、猫の捕獲機を貸してほしいなどと相談してくる市民の方や、保護猫をそのまま飼ってくれる方もいた。動物愛護活動は、ボランティアだけでなく、市民を巻き込んで行うことが大切である。

各委員より貴重なご意見を多数いただきました。ありがとうございました。

いただいたご意見は事務局を通じて、県民にもアナウンスしなが ら、さらに動物愛護行政が前進していければと思います。その際は、 各委員のお力をお貸しいただくこともあるかと思いますが、よろしく お願いいたします。

本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。

# 令和5年度茨城県動物愛護推進協議会次第

日 時:令和5年7月7日(金)

午後2時00分から午後3時30分

場 所:茨城県動物指導センター 2階多目的ホール

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
- (1) 動物愛護管理推進計画の進捗状況等について
- (2) 犬猫殺処分ゼロを目指す取組みについて
- (3) 第10期茨城県動物愛護推進員の委嘱について
- (4) 動物指導センターにおける収容頭数の現状について
- (5) その他
- 4 閉 会

# 茨城県動物愛護推進協議会 委員名簿(令和5年度)

団体又は機関名	職名	氏 名
日本獣医生命科学大学 獣医保健看護学科	教授	水越 美奈
NHK財団 社会貢献事業本部 ことばコミュニケーションセンター	エグゼクティブ・ プロデューサー	星野豊
守谷市動物愛護協議会 動物愛護推進員	守谷市動物愛護協議会長	一木 明子
(公社)茨城県獣医師会	会長	宇佐美 晃
茨城県学校長会	水戸市立 城東小学校長	伴 早苗
茨城県議会	議員	磯崎 達也
水戸市保健所保健衛生課	技監兼課長	前田 亨

# 資料1-1

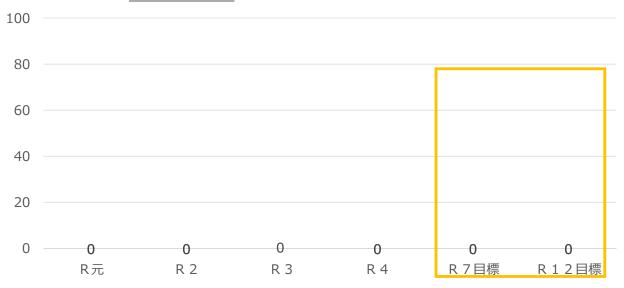
# 動物愛護管理推進目標の進捗状況

1

# 動物愛護管理推進目標の進捗状況

No.	項目		R2	R3	R4	R7 目標値	R12 目標値
	譲渡適正があると判断できる	犬	0	0	0	0	0
1	犬猫の殺処分頭数ゼロを維持	猫	0	0	0	0	0
_	譲渡適正が低いと判断して行	犬	2	0	0	60	40
2	う犬猫の殺処分頭数の減少	猫	21	1	2	40	10
3	、収容中に死亡する犬及び猫の		38	37	27	60	50
3	頭数の減少	猫	337	200	269	190	100
1	犬及び猫の引取頭数の削減	犬	176	158	149	120	40
4	人人父の祖の与内以東教の別点	猫	1503	1161	1188	780	260
5	犬の捕獲頭数の削減		981	936	1006	720	240
_	소고 1 (X# ^ )은 '플 웨스 ^ H현 H미	犬	26.6%	26.5%	23.4%	30%	40%
6	犬及び猫の返還割合の増加	猫	5.6%	0.9%	8.7%	5%	10%
7	<b>→乃スメメキッハラネテテササンキ</b>	犬	100.8%	94.2%	98.6%	1000/	1000/
/	犬及び猫の譲渡推進	猫	96.4%	100.5%	103.2%	100%	100%

# 1 譲渡適性があると判断できる犬猫の殺処分頭数「ゼロ」を維持



#### ≪現状≫

- ・令和元年度~令和3年度:犬猫ともに殺処分ゼロを達成(R7、12年度の推進目標達成)。
- ・R4年度:殺処分ゼロを継続。

#### ≪今後の課題≫

・センターに収容される頭数の削減(→多頭飼養崩壊対策、適正飼養の普及啓発強化等)。

3

# 動物愛護管理推進目標の進捗状況

# 2 譲渡適性が低いと判断して行う犬猫の殺処分頭数の減少

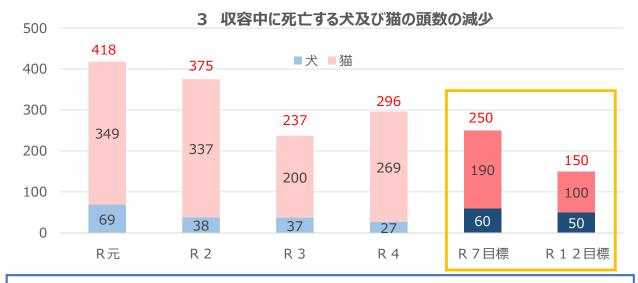


# ≪現状≫

・ <u>令和4年度:譲渡適性が低いと判断される犬の殺処分ゼロを達成(R7、12年度の推進目標達成</u>) 猫については、水戸市動物愛護センターにて、収容時の負傷が著しく安楽死処分2頭

#### ≪今後の課題≫

- ・センターに収容される頭数の削減(→多頭飼養崩壊対策、野犬生息地域への重点的な対策、適正飼養の普及啓発強化等)。
- 譲渡適性が低いと判断される犬がセンターに滞留している状況(→譲渡先の拡大等)。



# ≪現状≫

・令和4年度:<u>犬 27頭 (R7、12年度の目標達成)</u>

猫 269頭計 296頭

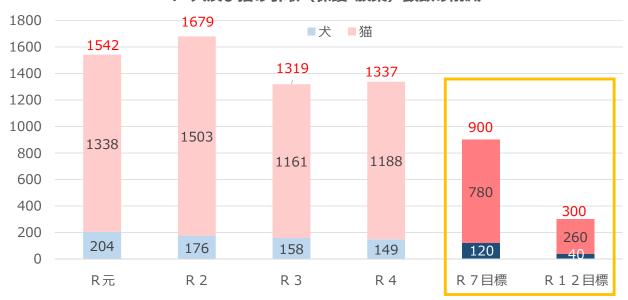
#### ≪今後の課題≫

・センターに収容される頭数の削減 (→多頭飼養崩壊対策、野犬生息地域への重点的な対策、適正飼養の普及啓発強化等)。

5

# 動物愛護管理推進目標の進捗状況

# 4 犬及び猫の引取(保護・放棄)頭数の削減

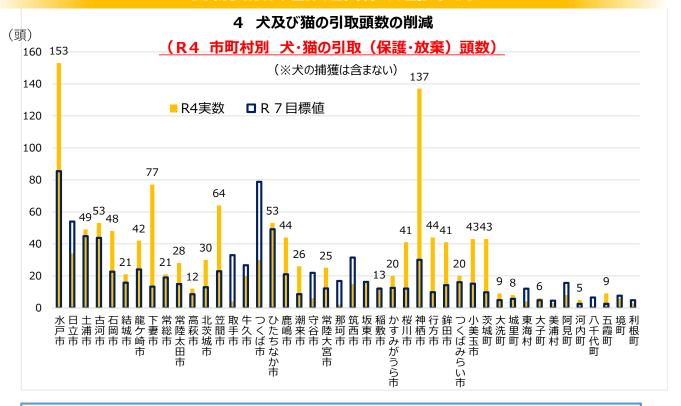


# ≪現状≫

・令和4年度:犬149頭、猫1188頭、計1337頭

# ≪今後の課題≫

・適正飼養の普及啓発強化等。



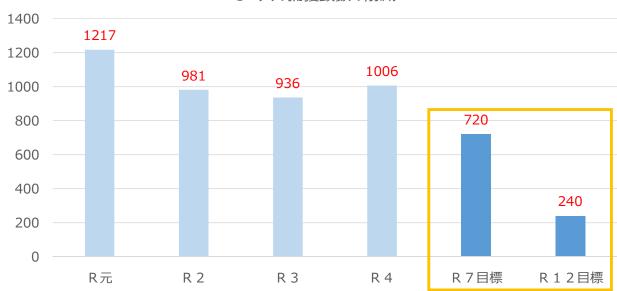
# ◇人口に応じた市町村ごとの犬・猫の引取頭数について、R4実数とR7目標値は乖離。

- ・目標を既に達成しているのは、14市町村。
- ・30市町村(数字付き)は、さらに取組が必要。

7

# 動物愛護管理推進目標の進捗状況

# 5 犬の捕獲頭数の削減



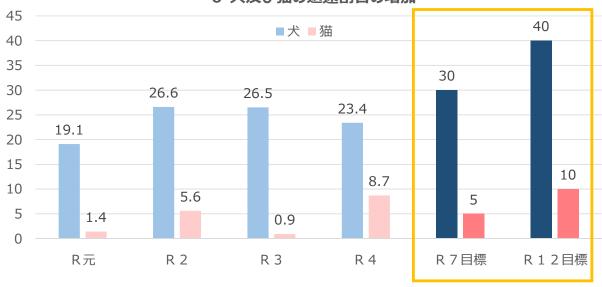
# ≪現状≫

・令和4年度:1006頭

# ≪今後の課題≫

・野犬生息地域への重点的な対策、適正飼養の普及啓発等。

# 6 犬及び猫の返還割合の増加



# ≪現状≫

・令和4年度:犬23.4%(156頭)、猫8.7%(12頭)

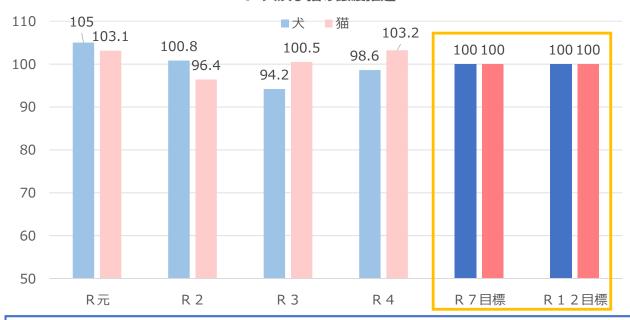
# ≪今後の課題≫

・センターに収容される犬猫の所有明示率が低い(→所有明示の普及啓発強化等:迷子札、マイクロチップ、鑑札、注射済表等の装着推進)。

9

# 動物愛護管理推進目標の進捗状況

# 7 犬及び猫の譲渡推進



#### ≪現状≫

・令和3年度:犬 98.6%

猫103.2%<u>(令和7、12年度目標達成)</u>

# ≪今後の課題≫

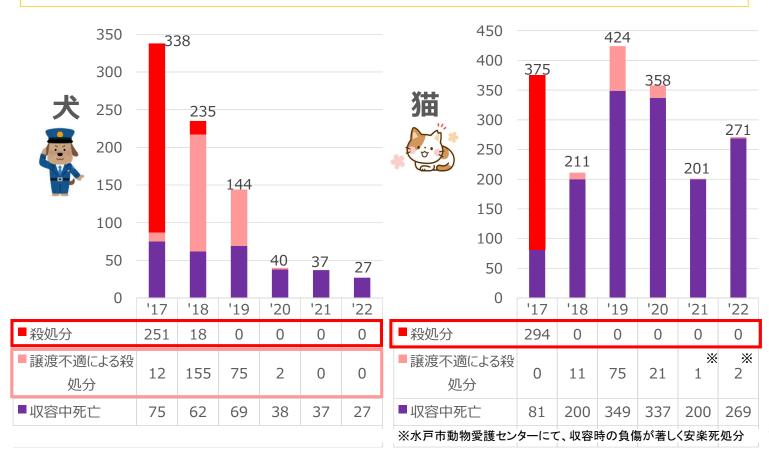
・譲渡先の拡大(→団体・個人ボランティアへの支援強化、譲渡先の開拓等)

# 犬猫殺処分ゼロの維持 について

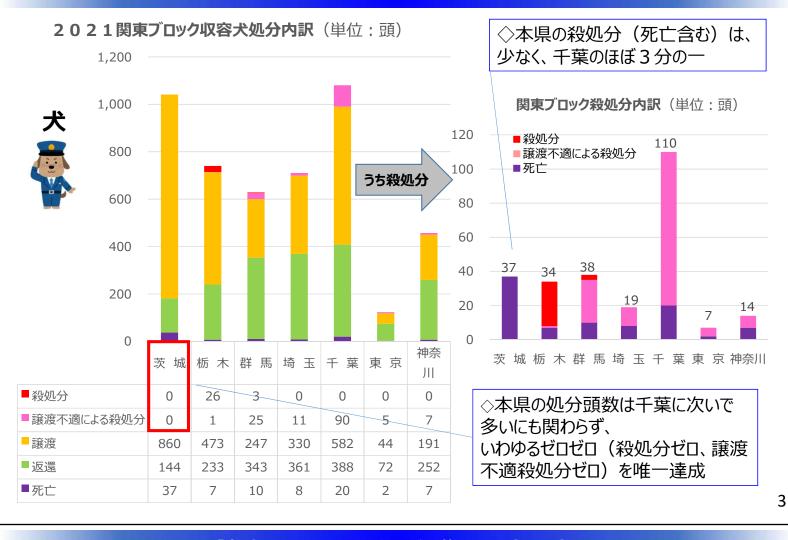
1

# 2022年度 本県における犬猫の殺処分ゼロの維持について

本県(県動物指導センター及び水戸市動物愛護センター)における2022年度犬猫の殺処分頭数が確定し、 譲渡適正があると判断した犬猫、並びに譲渡することが適切でない犬についての殺処分ゼロを維持しております。

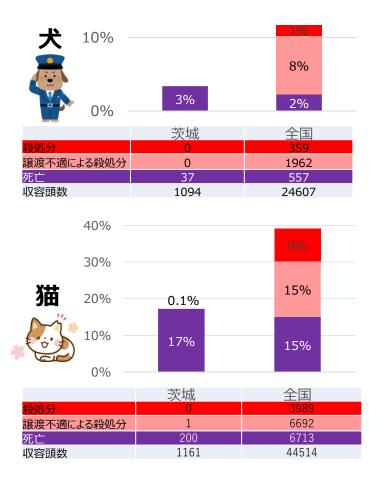


# 【参考】2021犬の処分状況(関東ブロック)

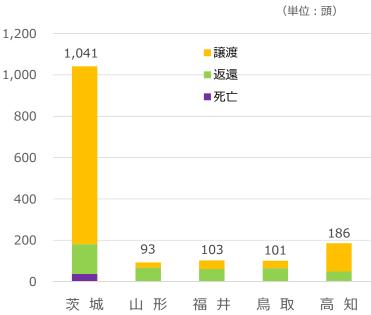


# 【参考】2021犬猫の処分状況(全国)

# 死亡理由/収容頭数(%)



# 犬殺処分ゼロ5県別の処分内訳



◇殺処分・譲渡不適殺処分ゼロを達成している 全国 5 県を比較

⇒本県の収容頭数は桁違い



# **令和4年度犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業実績**

# Ⅰ 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業(予算額28,195千円)

犬猫殺処分ゼロを目指す県民意識醸成事業

〇 目的

犬猫殺処分ゼロを目指すことの周知と寄付への協力呼びかけ 〇 方法・実績

- ・リーフレット20,000枚を作成。動物愛護月間等に合わせ て各市町村や県内店舗等で配布
- ・啓発資材(トートバッグ等)を作成。動物愛護月間事業
- として動物愛護クイズを実施し、正解者に配布 ・9月の動物愛護月間に啓発マグネットシートを県庁共用自
- 動車42台に掲示し、出張時による啓発活動を実施・動物愛護ツイッターによる啓発及び情報発信

(約1,900フォロワー)

犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業

〇 目的

犬猫殺処分頭数の減少に資する取組を行う団体の育成と支援 〇 方法

- ・取組を公募し、審査会での審査を経て選定された事業へ の補助(募集期間は4月1日~5月6日
- ・補助額: 「事業につき上限5万円(市町村動物愛護協議会の取組については上限30万円)
- 支援実績

9件(一般団体4件、市町村動物愛護協議会5件)

#### 地域猫活動推進事業

0 日的

猫の対策に係る市町村との連携強化と猫の収容頭数の減少 方法

- 猫の捕獲機の貸与、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費 用の補助等による地域猫活動(※)の推進・補助額:雄猫7,000円/頭、雌猫10,000円/頭
  - 【※地域猫活動】

不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づ き飼い主のいない猫を地域で飼育管理する活動

- 不妊去勢手術実施頭数
- 2,542頭(30市町村、161地域)



#### 適正飼育指導員設置事業

〇 目的

放し飼い等の集中監視を実施。条例改正による罰則強化に 関する実効性を担保する。

方法

収容頭数の多い鹿行地域に人員(警察官OB)を配置し、放 し飼い等の集中監視を実施。

〇 実績

延べ443件の巡回・指導を実施



# 令和4年度犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業実績



#### Ⅱ 譲渡犬猫サポート事業(予算額37,000千円)

- 譲渡犬猫の飼育管理費補助事業
- 〇 目的

譲渡頭数の拡大及び団体等の負担軽減

- 方法
- ・動物指導センターから犬や猫を譲り受け、新たな飼い主を 探す団体等に対し飼育管理費の一部を補助
- •補助額:5,000円/頭
- 補助金交付実績 19団体等(14団体、5個人)528頭分



#### 譲渡犬猫の不妊去勢手術実施事業

〇 目的

譲渡頭数の拡大及び団体等の負担軽減、不妊去勢手術に関 する普及啓発

- $\circ$ 方法
  - ・動物指導センターから手術可能な犬又は猫について、団 体等の要望に応じ、不妊去勢手術を実施
  - ・希望により開業動物病院における不妊去勢手術券を発行
- 0 センターにおける不妊去勢手術実施頭数 147頭 (犬127頭、猫20頭)
- 0 開業動物病院における不妊去勢手術実施頭数 722頭 (犬300頭、猫422頭)

#### マイクロチップ装着推進事業 3

〇 目的

- マイクロチップ装着に関する普及啓発を強化
- ・動物指導センターから返還・譲渡される犬や猫にマイク ロチップを装着することで返還率の向上と収容頭数の減 少を図るとともに、譲渡される犬や猫の付加価値を高め、 譲渡を推進する。
- 〇 方法
  - ・マイクロチップ装着を促進するための資材を作成・配布 ・動物指導センターから犬や猫を返還・譲渡する際に希望
  - によりマイクロチップを装着する。
- 実績
  - ・啓発チラシを20,000枚作成し、市町村等に配布。
- ・動物指導センターから返還・譲渡される犬や猫にマイク ロチップを装着
  - 134頭 (犬132頭、猫2頭)

#### 【寄付金収納実績】

「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」第12条の規定に基づき、ふる さと納税等を活用して寄付金を募り、「犬猫殺処分ゼロを目指すプロ ジェクト事業」に充当することとしている。

収納実績(R5年3月末実績)

し な言えば (110十0) かえば/		
区分	件数	寄附金額(円)
ふるさと納税	355	7,929,582
生活衛生課・ 動物指導センター受付	3	98,284
合計	358	8,027,866

# 令和4年度犬猫殺処分ゼ□推進活動実績

_		広草団件	一		
区分	NO.	応募団体・ グループ名称	事業内容	事業実績	補助額
教育に資する取組	1	殺処分削減の ために知識と 愛護精神で活 動する組織 (ORCK)	・ARGの改良 ・ARGワークショップの開催 ・低年齢向けの啓発資材作成	・ARGの改良(内容の修正、保護活動経験者からのフィードバック) ・ワークショップ開催に向けた関係各所との協議 ・低年齢向けの啓発資材(クイズ)作成	50,000円
その	2	NPO法人 動物愛護を考える茨城県民ネットワーク	1. 茨城県動物指導センターから従来殺処分となっていた引き取り手の無い 保護成犬を引き出し、CAPINシェルターに収容する。年度目標百頭以上。 2. 人馴れしていない保護犬について、ベテランのボランティアが、毎日の散歩や 世話を通じて人間との信頼関係を構築する。さらにドッグトレーナーを招いて月1 回程度トレーニングを行う。 3. 月1回の譲渡会に加えて、SNSを利用して県内で広く里親を募集する。	1. 茨城県動物指導センターから従来殺処分となっていた引き取り手の無い保護成犬を中心に引き出した。 2. 一般に公開して人慣れしていない犬のトレーニング教室を合計3回実施した。 3. 譲渡会を毎月1回定期開催した。	50,000円
他の取	3	Team.ホー リーキャット	TNR活動推進のため、捕獲機の会保有数を増やす。	捕獲機を5台購入	50,000円
組	4	NPO法人動物の愛護と福祉と共生社会を考える茨城県犬猫共存 ###全	チラシ、ポスターによる啓発を実施し、関心のある方に対しては技術的な助言も 行う。	啓発ポスター・チラシを本事業により作成し、地域猫活動の推進を図った。	50,000円
	1	守谷市動物 愛護協議会	1 動物要護に関する啓発等の取組 市内小・中学校対象に「命の授業」の開催。 2 譲渡された犬猫の繁殖制限に対する取組 市役所から譲渡された犬・子猫、および、収容期限7日を超え里親サポーター に保護された犬猫の不妊去勢手術費用の一部を助成する。 3 保護された負傷・衰弱猫の医療費に関する取組 飼い主不明の負傷衰弱猫の診察・治療に対して、医療費の一部を助成する。 収容犬猫の診察・治療を、市内動物病院が請け負った場合、医療費の一部をお支払する。 4 市役所の犬収容環境の改善に対する取組 収容スペースの環境改善に努める。環境改善がスムーズに進まない場合を考慮 し、収容期限内7日間を自宅等で預かることのできる市民に、保護費用助成を 行う。	1 動物愛護に関する啓発等の取組 市内小・中学校対象に「命の授業」の開催は、コロナのため中止とした。 2 譲渡された犬猫の繁殖制限に対する取組 里親サポーターに保護された犬猫の不妊去勢手術費用の一部を助成。 (オス13頭、メス22頭) 3 保護された負傷・衰弱猫の医療費に関する取組 飼い主不明の負傷衰弱猫の診察・治療に対して、市民が高額医療費 を負担した場合に、医療費の一部を助成。 市収容犬猫の診察・治療を、市内動物病院が行った場合、医療費の一部を助成。 4 市役所の犬収容環境の改善に対する取組 夏場の収容場所を改善。また、収容期限内7日間を自宅等で預かることのできる市民に、保護費用を助成。	300,000円
	2	取手市動物愛護協議会	1 動物愛護の関する啓発等の取組 7月 講演会開催実施検討 9月 講演会開催時の役割分担等具体的な検討 10月 講演会開催 2 猫に対する取組 7月 共催譲渡会開催のための検討 9月 共催譲渡会開催(地域猫相談会) 10月 茨城県地域猫推進事業へ応募	1 動物愛護の関する啓発等の取組 「動物たちの未来に向けて〜今、私たちができること〜」講師 浅田 美代子氏 犬猫の保護活動を実践している女優の浅田美代子氏を講師に招き講 演会を開催。 2 猫に対する取組 「野良猫の被害で困っている」「野良猫にエサをあげたい」等の悩みを抱え る市民を対象に地域猫相談会を開催。 市広報誌に募集記事を掲載し、2組の相談を実施。	300,000円
市町村動物愛護協議。	3	つくばみらい市動物愛護協議会	1 動物愛護に関する啓発等の取り組み 市内小中学校を対象に「命の授業」を開催。 2 犬・猫に対する取組 (1) 里親サポーター支援 市役所が保護し、新しい里親に譲渡された犬猫及び、市役所での収容期限 を越え里親サポーターに引き渡された犬猫の不妊去勢手術費用の一部を助成 する。 (2) 保護猫の譲渡 市役所が保護した猫について、市内のボランティア団体と譲渡会の共催。	1 動物愛護に関する啓発等の取り組み動物愛護啓発クリアファイルを作成・配布。 2 犬・猫に対する取組 (1) 里親サポーター支援 里親サポーターに引き渡された犬猫の初期医療費の一部を助成。 (2) 保護猫の譲渡 市内ボランティア団体の譲渡会を後援し、市が保護した猫の譲渡を推進。 譲渡会開催回数:10回、譲渡済頭数:猫9頭 3 その他の取組	300,000円
会	4	阿見町動物愛護協議会	1 動物愛護に関する啓発等の取組 町広報,譲渡会,犬のしつけ教室等でのチラシ配布 2 犬猫に対する取組 (1)譲渡会:適宜開催 (2)会員活動 ・獣医師:飼い主のいない犬猫の健診・手術への協力等 ・町動物愛護会員:飼い主のいない犬猫の一時保護等 (3)地域猫事業 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成 ・県の補助事業活用 (4)一時預かりボランティア事業 ・一時預かり費用の助成(ミルク,えさ、トイレ用砂及びペットシーツ)	1 動物愛護に関する啓発等の取組 広報あみ9月号に掲示。コロナの影響で譲渡会は行わなかった。 2 犬猫に対する取組 会員活動 ○獣医師5名:飼い主のいない犬猫の健診・手術への協力等 ○町動物愛護会員9名:飼い主のいない犬猫の保護・一時預かり等 飼い主のいない犬猫の健診・手術への協力等 173件 飼い主のいない犬猫保護頭数 ○犬9頭,猫50頭 飼主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成:猫オス 7件 猫メス 8件	300,000円
	5	常総市動物愛護協議会	1 動物愛護の関する啓発等の取組 市民に対し、犬猫の適正飼養に関する相談を受け付ける。 2 猫に対する取組 (1) 野良猫の避妊去勢手術支援 (2) 保護猫の譲渡 (3) 多頭飼育崩壊・ネグレクトへの指導と援助 3 その他の取組 迷い犬の保護	1 動物愛護の関する啓発等の取組 市民に対し、犬猫の適正飼養に関する相談を受け付け、動物愛護に関する啓発を図った。 2 猫に対する取組 (1) 野良猫の避妊去勢手術支援 会員が市民と協働しTNR活動を行った。 (2) 保護猫の譲渡 常総市内の動物愛護団体と連携して里親探しにつなげた。 (3) 多頭飼育崩壊・ネグレクトへの指導と援助 多頭飼育崩壊やネグレクトと思われる飼い主への指導と援助を行った。 3 迷い犬の保護 必要に応じ会員が保護し、協議会活動費より初期医療(ワクチン・検 便・不妊手術)を実施し、その後常総市内の動物愛護団体と連携して 里親探しにつなげた。	300,000円

# 令和5年度犬猫殺処分ゼ□推進活動実施事業一覧

区分	N0.	応募団体・ グループ名称	事業名	<内容>
	1	殺処分削減のために知識と愛護精神で活動する組織(ORCK)	動物保護に関する理解促進のための教育コンテンツ開発・普及事業	事業目的の達成のために、以下の各項目を実施する。 1. ARG(事業主体であるORCKが開発したアニマルレスキューゲームの略称)の改良 2. ARGを用いたワークショップの実施 3. 様々な年代の子供たちへの講演活動 4. 年代別動物保護教育コンテンツの作成
	2	かすみがうらママ猫 の会	地域猫のT.N.R	地域猫のT.N.Rの実施のため捕獲器が多数必要。所有台数20台を目指す。
一 般 団 体	3	ネコスペ事務局	保護猫譲渡会の 開催	・適正飼養(完全室内飼い・終生飼養・避妊去勢手術の実施)を周知徹底するため、小冊子を譲渡会来場者に配布。 ・保護猫譲渡会を毎月3回開催。(ひたちなか市、土浦市、牛久市) ・譲渡会にて野良猫の不妊手術の相談受け付け。 ・地域猫活動を周知するためのフリーペーパーを作成し、公共施設や店舗に設置。
	4	一般社団法人 koko wanko	迷子のわんこさが しサイト「koko wanko」	迷子犬のさがしサイトの制作支援依頼と告知のためのチラシ/ポスターを作成し、県内各所に配布する。
	5	NPO法人 動物 愛護を考える茨城 県民ネットワーク	譲渡困難犬を譲渡する取り組み	1. 県動物指導センターから引き取り手の無い保護成犬をCAPINシェルターに収容。年度目標100頭以上。 2. 人馴れしていない成犬の馴らしについてドッグトレーナーによるトレーニングを実施。隔月1回程度を予定。 3. 老犬や障害のある犬について、つくば周辺での譲渡会に加えて、SNSを利用した広域的な里親募集を実施。
	1	守谷市動物愛護協議会	使 守谷市内犬猫支援事業	1 動物愛護の関する啓発等の取組 ・動物愛護に関する啓発チラシの作成、配布。 2 市役所から譲渡された犬猫の繁殖制限に対する取組 ・市に収容される飼い主不明犬及び生後6か月までの仔猫について不妊去勢手術費用の一部を助成。 ・収容期限7日超の犬猫については、里親サポーターにより譲渡目的で保護。不妊去勢手術の費用を一部助成。 3 市内で保護された負傷・衰弱猫の医療費に対する取組 ・市内動物病院の情報提供により、飼い主不明の負傷・衰弱猫の高額医療費の一部を負担。 ・市役所収容犬猫について医療的措置が必要な場合、協議会から医療費の一部を支払う。
	2	取手市動物愛護協議会	犬猫殺処分ゼロ を目指す講演会	1 動物愛護の関する啓発等の取組 犬猫愛護・保護活動を実践している著名人を招いて講演会を開催する。 2 猫に対する取組 市内動物愛護団体が毎月市役所敷地にて犬猫譲渡会を開催。動物愛護週間(9月20日から9月26日)など に本協議会と共催にて同会場で地域猫活動相談会を実施し、地域猫の啓発を図り、猫の収容頭数の減少と殺処 分のゼロを目指す。
市町村動物	3	つくばみらい市動物愛護協議会	つくばみらい市内 における動物愛 護意識の醸成及 び野良猫対策	1 動物愛護の関する啓発等の取組 つくばみらい市民を対象に「命の授業」を開催。茨城県の現状、殺処分ゼロを目指す取組等を紹介。 啓発チラシを作成し、市内小中学校や市役所窓口、ボランティア団体の譲渡会等で配布。 2 犬・猫に対する取組 (1) 里親サポーター支援 市役所で保護した犬猫について、犬猫里親サポーターが支払った不妊去勢手術費用の一部を助成。 (2) 保護猫の譲渡会の後援 3 その他の取組 市内で保護された飼い主不明の負傷・衰弱猫を治療した市民に、高額医療費費の一部を助成。
愛護協議会	4	阿見町動物愛護協議会	譲渡会事業・地 域猫事業・一時 預かりボランティア 事業	1 動物愛護に関する啓発等の取組 町広報,譲渡会,犬のしつけ教室等でのチラシ配布 2 犬猫に対する取組 (1)譲渡会を適宜開催 (2)会員活動 ・獣医師 :飼い主のいない犬猫の健診・手術への協力等 ・町動物愛護会員:飼い主のいない犬猫の一時保護等 (3)地域猫事業 (4)一時預かりボランティア事業 一時預かり費用の助成(ミルク,えさ,トイレ用砂及びペットシーツ)
	5	常総市動物愛護 協議会	常総市における 迷い犬の保護、 野良猫の不妊去 勢手術、譲渡会 の開催	1 動物愛護に関する啓発の取組 常総市内で開催されるイベント等において適正飼養に関する相談会を行い、動物愛護の啓発活動を行う。 2 猫に対する取組 (1) 野良猫の避妊去勢手術支援 (2) 多頭飼育崩壊・ネグレクトへの指導と援助 多頭飼育崩壊やネグレクトと思われる飼い主への指導と、必要な場合には清掃や里親探し等の援助を行う。 3 その他の取組 市民から犬の保護相談に応じ、初期医療(ワクチン・検便・不妊手術)を実施し、団体と連携して里親を探す。
	6	石岡市動物愛護 協議会	石岡市内の野良 猫と人間との共 生を目指す事業	<ul> <li>1 動物愛護に関する啓発の取組</li> <li>啓発ポスターを作成し、石岡市立小中学校24校および公民館に貼る。チラシを作成し配布する。</li> <li>2 猫に対する取組</li> <li>(1) 石岡市内の農家をターゲットとしてチラシをポスティングする。</li> <li>(2) 月2回のペースで譲渡会を開催する。</li> </ul>



# 犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクト事業

【R5当初予算額 65,195千円】

保健医療部生活衛生課動物愛護G (029-301-3418)

R 3 年度には念願の犬殺処分ゼロを達成したことから、さらにセンターの適正飼養環境を確保して収容頭数減と返還・ 譲渡体制を強化しつつ、動物愛護について次なるステージ ~ワースト脱却からリーダーへ~ を目指す。

# I 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業(29,095千円)

- 1 犬猫殺処分ゼロプロモーション事業
- ◆動物愛護プロモーションを展開
- (1) チラシ等の犬猫殺処分ゼロを継続するための啓発資材を作成 し、動物愛護月間等の啓発事業において配布
- (2) ツイッター等の情報媒体による情報発信
- (3) わんわんランドに広報啓発スペースを設置し、県民に向けて 情報発信
- 2 地域猫活動推進事業
- ◆地域(都市部)の実情に応じたニーズの 増に応じて増額
- (1) 市町村と連携して、地域が取り組む 地域猫活動を支援
- (2) 猫の不妊去勢手術の費用の補助

#### 3 犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業

- ◆民間団体の自発的で自由な取組を支援
- (1) 民間団体による犬猫殺処分頭数の減少につながる取組を公募
- (2) 審査会により補助事業選定された取組に対し事業資金を補助 (民間団体:上限5万円、市町村動物愛護協議会:上限30万円)
- 4 適正飼育指導員設置事業
  - ◆地域(特定市町)の実情に応じた活動を展開
- (1) 犬猫の収容頭数の多い鹿行地域に人員を2名配置
- (2) 牧場、農場、生活困窮者集住地区等の要指導地区に監視指導を実施

# 5 地域連携推進事業【新規】

- ◆センター過密化の要因である多頭飼育崩壊等の 課題の未然防止
- (1) 市町村福祉部門をはじめとする関係機関との連携
- (2) 犬猫の不妊去勢手術の実施等、適正飼養を指導



# Ⅱ 譲渡犬猫サポート事業(36,100千円)

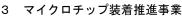
- | 譲渡犬猫の飼育管理費補助事業
- (1) 動物指導センターから犬や猫を譲り受け、新たな 飼い主を探す活動を行っている団体等に対し飼育 管理費の一部を補助
- (2) 犬又は猫1頭につき上限5千円
- (3) 多頭飼育崩壊対応のため 一時預かりを検討

犬猫譲渡会

:

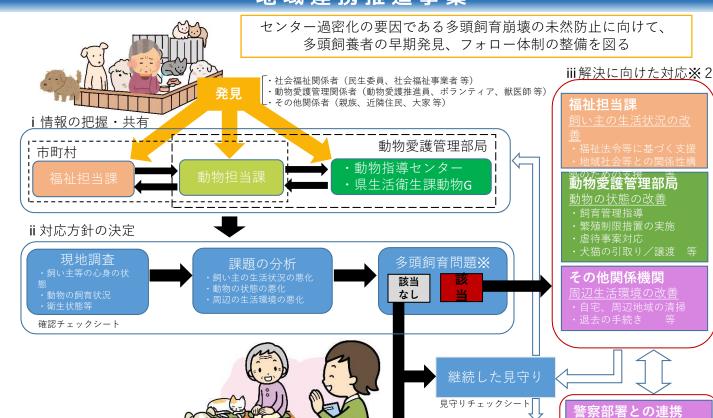
#### 2 犬猫譲渡のための不妊去勢手術実施事業

- (1) 動物指導センターに収容されている犬又は猫について、譲渡を目的とした 不妊去勢手術を実施
- (2) 不妊去勢手術は、動物指導センター又は民間動物病院にて実施



- (1) 動物指導センターから犬又は猫を譲渡する際、希望によりMCを装着
- (2) 飼い犬又は猫にMC装着を促進するため、啓発資材を作成、配布

# 地域連携推進事業



# ※1:多頭飼育問題

多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、3つの影響のいずれか (①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺の生活環境の悪化)が生じている状況

# ※2:多頭飼育問題の解決

対応不要

3つの影響が攻善され、かつ、飼い主が多頭飼育問題を再び生じさせることはなく、 その地域において生活を維持している状態

# 多頭飼育問題確認チェックシート(太枠内は個人情報等のため取扱注意!)

初回記入年月日			管理	番号	
氏名		所属			
連絡先	電話番号		e-mail		

# 1. 相談者情報

氏名				住所					
連絡先	電話番号				e-n	nail			
	親族(同居	/別居)	•	近隣住民	•	社会	福祉関係者	•	その他
当事者との関係	関係の詳細	:							
┃ ┃  相談内容									
יום ווער זים									

# 2. 飼い主等の情報

# 確認日:

~.	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, 100								
	氏名			生年月日			性別			
	住所									
同	居家族	なし・	あり(続	柄:				)		
住居	種類		戸建て	・集合住	宅・そ	の他 (		)		
上冶	周辺環境		住宅地(	住宅地(密集/郊外)・ 農村山間地域 ・ 商業地						
	暴言・暴力	1行為	なし・	あり(				)		
性格	感情のコン	・トロール	できる	• +	や困難	・非常	に困難			
工作	欲求のコン	・トロール	できる	• +	や困難	・非常	に困難			
	動物への愛	着	強くある	・やさ	oある ・	少ない・	ない			
意思	家族との関	係								
思忠 疎通	近所付き合	こし、								
坏쁘	行政・支援	機関等	可・	一部可(	) •	不可				
	動物種		犬	· 猫						
飼育	飼育場所		屋内・	屋外	<ul><li>混合(</li></ul>	,		)		
動物	施設の構造		柵 •	おり・	鎖・放	し飼い・	その他(	)		
	かかりつけ	獣医師	あり(				) •	なし		
飼育	犬		オス		頭	メス		頭		
頭数	猫		オス		頭	メス		頭		
繁殖	不妊去勢手	<del>-</del> 術	実施・	一部実施	Ē (		) •	未実施		
制限	その他措置	』の実施	実施(				) •	未実施		
その	飼養動物の	譲渡等	可・	条件により	可 (		) .	不可		
他	周辺環境へ	の配慮	あり(騒	音/悪臭/	′その他(		) ) ·	なし		
تا ا										

(1)飼い主等の生活状況	確認者	確認日	<b>V</b> / -	備考
<u>日常生活を送るにあたり、支援もしくは介</u>				
護が必要である				
経済的困窮により、最低限の生活(衣食住				
等)に支障をきたしている				
(2)動物の飼育状況	確認者	確認日	<b>V</b> / -	備考
  極端に痩せた動物がいる				
動物に目やに、鼻水、耳の汚れ等がみられる				
動物に脱毛、皮膚病等の症状がみられる				
著しく毛玉がができたり、爪が伸びすぎて				
いる動物がいる				
<u>動物の餌が固まったり腐ったりしたまま放</u>				
置されている				
動物の排泄物が堆積している				
<u> 到力の分に力力を負している</u>				
屋内または屋外に動物の死体や骨がある				
<u>生的または生外に動物のが体や自かのる</u>				
動物の飼育居場所に衛生害虫やネズミが多				
数発生している				
 妊娠した動物、新たに産まれた動物がいる				
飼い主は、自身が何匹動物を飼っているか				
把握できていない				/++- +-/
(3)周辺の生活環境	確認者	確認日	<b>√</b> / −	備考
鳴き声その他の音が頻繁に発生している				
<b>本記国国に佐井中市 ゆきずきぶを製み上</b>				
施設周囲に衛生害虫やネズミが多数発生し ている				
施設周囲から臭気が確認できる				
<del>- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</del>				
	L	L	1	<u> </u>
備考				

# 見守りチェックシート

○:改善あり、−:現状維持、✓:問題なし、△:やや悪化、×:対応が必要

<b>************************************</b>	1				
管理番号 		1	1	ı	
確認日					
確認者					
(1)飼い主等の生活状況					
経済状況が困窮していない					
経済状況に変化があった際に記載	Į.				
家族との関係					
近所付き合い					
行政・支援機関等との関係					
飼い主等とのコミュニケーション	 ⁄に変化が <i>あ</i>	うった際に言		L	
(2)動物の状態	_				
頭数					
変化があった際に記載(例 R5.	<b>∟</b> □.□:犬○	<u>L</u> )頭→()頭	理由が分か	<u> </u>	
	,	27.		1,442 HO 1,447	
  動物の健康状態					
変化があった際に記載(削痩、負	<b></b> 	 死休)			
	· (例)、 (人)()()	70 P+\7			
  餌の放置・腐敗					
排泄物の堆積					
(3) 周辺の生活環境					
鳴き声等の騒音	1	1	<u> </u>	I	
悪臭					
排泄物の堆積					
害虫・ネズミ					
(4) その他の所見					
今後の方針(対応方針を変更する	場合)				

# 第10期茨城県動物愛護推進員の募集について

1

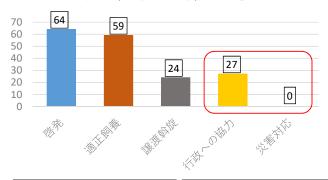
# <u>茨城県動物愛護推進員の活動状況等について(令和4年度)</u>

第9期動物愛護推進員委嘱者数:98名(継続者:58名、新規者:40名 令和5年4月1日現在)

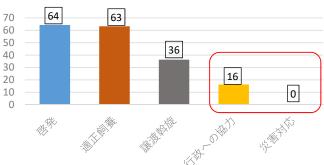
【男 女 別】女性:79名、男性:19名

【任 期】令和6年3月31日まで

上半期(4月~9月)活動状況



下半期(10月~3月)活動状況



# 啓発

- ・イベント等でのチラシ配布
- ・啓発パネル設置
- ・絵本の読み聞かせ等

# 適正飼養

- ·適正飼養相談対応
- ·地域猫活動·TNR活動
- ・しつけ方教室実施
- ·多頭飼養現場対応 等

# 譲渡斡旋

- ・譲渡会の開催
- ・SNSでの譲渡呼びかけ
- ・保護犬猫の一時預かり等

# 行政への協力

- ・動物愛護イベントへの参加
- ・狂犬病予防集合注射時における リーフレット配布 等

# 災害対応

- ・ペット同行避難を行う飼い主への支援
- ・市町村が設置する避難所運営の協力

活動が低調・・・

上期:15.5%(27/174)下期:8.9%(16/179)

# 第10期茨城県動物愛護推進員の募集方針について

# 【課題】

- ◆「行政への協力」、「災害対応」活動の活性化 【改善案】
- ◆別紙の通り
  - ・推進員の活動内容を見直し、行ってほしい活 動を明確化
  - ・推進員が得意とする活動内容の見える化

# 【見込まれる効果】

- ◆市町村と推進員間の連携の促進
- ◆自主的な推進員活動の促進

3

# 茨城県動物愛護推進員募集要項

# 1 動物愛護推進員の概要

動物愛護推進員は、各地域における動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律第38条に基づき茨城県知事が委嘱するものです。

# 2 動物愛護推進員の委嘱期間

令和6年4月1日~令和9年3月31日(3年間)

# 3 動物愛護推進員の活動内容

- (1)動物愛護管理に関する自主的な啓発活動
  - ・啓発資材の配布(啓発内容の説明を含みます)
  - ・犬猫等愛護動物の終生飼養や適正飼養、繁殖制限に関する助言
- (2) 犬猫の保護、譲渡に関する助言
  - ・新たな飼い主を探している方への助言、あっせん
  - ・動物指導センターに保護又は収容された犬猫の飼い主への返還に向けた協力

#### (3) 県又は市町村との連携

- ・県又は市町村が行う動物の愛護と適正な飼養の推進のための施策(動物愛護啓発イベント、学校からの要請に応じて実施している動物ふれあい教室、県民向け講習会での講師等、県又は市町村が協力を依頼するもの)への協力
- (4) 災害時動物愛護ボランティアリーダー
  - ・災害発生時に市町村が設置する指定避難所等における、ペットとの同行避難 を行う飼い主を支援するボランティア活動
  - ※上記項目のほか、推進員活動に関する会議等への出席及び活動結果の報告(年 2回)をしていただきます。
  - ※立入りや監視指導等の権限はありません。

# 4 募集人員

90名程度

# 5 応募資格

- (1) 県内在住で委嘱時(令和6年4月1日)に18歳以上(高校生は除く。)の 方
- (2)動物愛護に関する熱意と識見を有する方
- (3) 動物愛護管理行政の推進に協力できる方
- (4) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例及び茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例の規定を遵守している方
- (5) 茨城県暴力団排除条例に規定する暴力団員でない方
- (6)氏名及び連絡先、その他必要な事項について<mark>県内の全市町村</mark>動物愛護 管理部門担当課へ情報提供が可能な方
- (7)「動物愛護推進員養成講習会」を受講できる方※
- ※ 新規の応募者の受講は必須とします。なお、過去に委嘱を受けたことがある方は、受講しなくても構いません。

# 6 遵守事項

- (1)活動を行う上で知り得た個人情報などは、推進員としての任を解かれた後も同様に第三者に漏らしてはいけません。
- (2)活動にあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに 差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意しなければいけません。
- (3)推進員の身分を、推進員活動以外の目的で利用してはいけません。

# 7 動物愛護推進員養成講習会の日程

(1) 日時 令和 年 月 日( ) 時から 時まで(予定)

# (2) 場所

# (3) 受講料

無料(なお、本講習会出席にかかる交通費等は、各自負担となりますので、 あらかじめご了承ください。)

# 8 応募方法

# (1)提出書類

応募書(※)

※ 新規応募の方は「様式1」、過去に委嘱を受けたことのある方は「様式2」で応募願います。なお、新規応募の方が様式2で応募された場合は、無効となりますのでご注意ください。また、応募書は、茨城県動物指導センター及び県生活衛生課に用意しております(それぞれのホームページにも掲載してあります)。

# (2) 提出先

- ・窓口への持参、郵送、FAX の場合 茨城県動物指導センター (11 応募先・問合せ先参照)
- ・E メールの場合
  seieil@pref.ibaraki.lg.jp にお願いします。

# 9 選考方法及び選考結果発表

提出書類による審査、動物愛護推進員養成講習会の受講並びに各地域の応募状況などを考慮して決定します。

選考結果については、応募いただいた方全員に個別にお知らせします。(個別の成績等のお問合せにはお答えできません。)

# 10 募集期間

令和5年 月日()~令和年月日()(必着)

# 11 応募先・問合せ先

茨城県動物指導センター (愛護推進課)

〒309-1606 茨城県笠間市日沢47

電話 0296-72-1200

FAX 0296-72-2271

受付時間(8:30~17:15(土・日・祝祭日、年末年始を除く))

# 12 その他

動物愛護推進員の委嘱を受けた方から提出された応募書の情報(氏名、住所、電話番号、資格、活動内容等)については、<mark>県内の全市町村</mark>動物愛護管理担当 課あて文書にて情報提供させていただきます。

# 応募書 (新規応募の方)

※1から14まで全ての項目についてもれなく記入してください。

7 10 1 1 1											
ふりがな	 				性別	男 •	女	生年	T•S•H	(	歳)
1 氏名					当土力リ	77	×	月日	年	月	$\Box$
	Ŧ										
2 住所	•		± m- +-	+							
	市・町・村										
	自宅電		(	)		自宅			(	)	
	職場電		(	····· )		職場	FA	<u> </u>	(	) 	
3連絡先			(	)							
	携帯メ				<u>@</u>						
4 554 217	パソコ	ンメール			@						
4 職業				(動發	洗•学	<b></b>					)
<ul><li>(勤務先・</li><li>学校名)</li></ul>		·r		(±/)1/							
※ペット関		動物病院•	ペットショッ	プ・ペット	ホテル・ブ	゚リーダー	-・し	つけ訓練所	等・ペット美容院	完	
係の場合業 種欄も記入	未催	その他(									)
5 動物関											
係の資格	なし・!	獣医師・愛珥	元動物看護師	₮・愛玩動物	物飼養管理	里士・犬	訓練	士・トリ <sup>っ</sup>	マー・その他(		)
6 現在	、動物	愛護団体	・グループ	プに所属	している	ますか	0				
所属	してい	る場合は、	、その名称	が及び内!	容を記え	して	くだ	さい。			
動物愛	護団体	・グルー	プへの所属	禹 :	あり	• ;	なし				
団体 •	グルー	プの名称	•								
団体 •	グルー	プの活動	内容:								
7 あな	たが動	物愛護推	進員に応募	募した動	機・理E	由は何	です	か。具体	本的に記入し	んてくださ	561.
8 ct	ほで、	動物愛護	に関する	地域活動	]の経験	があり	ます	けか。			
経騎	がある	場合は、	その活動に	内容を具	体的に	記入し	てく	ださい	0		
動物愛	護に関	する地域流	5動の経験	ŧ: a	50・	なし	/				
9 以下	の動物	愛護推進員	員の活動内	容のうち	5、あな	たが活	動で	できると	考える内容を	モチェック	7 (🗹)
してく	ださい。	,(複数選	選択可)								
※活	動内容の	の詳細にこ	ついては茨	城県動物	勿愛護推	進員募	集里	関をご	確認ください	)°	
			る自主的な		<b>力:</b> □						
			関する助言	<u> </u>	: 👝						
		村との連携			: 🗆						
4 災害	時動物	愛護ボラン	ソティアリ	ーダー	: 🗆						
_				ーグー	•						
	בי ביין ניבי ני	スu×/パンプ	- /   / /		· ⊔						

10											記入して て記入し		
11	犬猫等	等の動物	物の飼し	ハ方等で	、次の <sup>®</sup>	事項にて	いてあ	なたの	考えを	記入して	ください	١,	
①犬?	猫等の重	物を飼	い始め	る時に、	考えてお	ゔかなけ∤	いばなられ	ないこの	とはどの	ようなこ。	とだと思い	ま	すか。
②犬	猫等の動	物を飼	い続け	られなく	なったと	相談され	いたとき、	あなな	たならど	のような	アドバイス	スをし	しますか。
③犬	猫等の重	物の不	妊・去	勢手術に	ついて、	あなたは	まどのよ <sup>.</sup>	うに思い	ハますか。	)			
④犬	備の多頭	飼育(	(10頭以	(上) にこ	かて、な	あなたは	どのよう	に思い	ますか。				
5猫	を屋外て	で飼うこ	とにつ	いて、あ	なたはと	かように	こ思います	すか。					
	<b>-</b> 1-1-+	2 021		0 V++ 1 = ++	-t-2 m-t	-	1141010	-1)-	<del></del>	<u></u>			
6)地	或に任 と	ら、飼し	1王小明	の猫に対	する無責	性な工	ナやりに	DMC	. あなた!	はとつ思り	いますか。		
	T 11											-	
12	動物を記入し			国や県、	中町初	の 施策等	りょうしょう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこ	「 ( 、	意見や提	<b>条、</b> 期代	すること	こを:	具体的に
13										条第1項 てくださ	i,第3項 sい。	<b>(</b> の	規定に関
1	茨城県	暴力団	排除条	例に規定	される	「暴力		[はあり	つません	0	はい	•	いいえ
_				を行う」  分を活	_				に漏らし	<b>)ません</b>	- 1		いいえ いいえ
14				る任意の				_ , 50					
居応募	住市町 書の内	村以外 容を情	の市町	  村動物    するこ	受護管理とを了る	里担当部 承します	3署に対 -。		人情報等		当 はい	•	いいえ
								– -		より。 ものです	۲。		

様式 2

# 応募書 (過去に委嘱を受けたことがある方)

※新規応募の方が本様式で応募された場合は、無効となりますのでご注意ください。

※1から10まで全ての項目についてもれなく記入してください。

ふりがな								生年	T • S • H	(		歳)
1 氏名					性別	男 •	女	月日	年 年	,	月	
2 住所	₹	_	市・町・	村								
3連絡先	携帯メ	話 話	(	)	@ @	自宅F 職場F			(	)		
4 職業 ( <sub>勤務先</sub> •	(勤務先・学校名										)	
学校名) ※ペット関 係の場合業 種欄も記入	動物病院・ペットショップ・ペットホテル・ブリーダー・しつけ訓練所等・ペット美容院 業種 その他(										)	
5 動物関 係の資格	なし・獣医師・愛玩動物看護師・愛玩動物飼養管理士・犬訓練士・トリマー・その他( )											
6 あな	たが動	物愛護推	進員に再	び応募す	る動機・	理由は	何	ですか。	具体的に	記入して	<b>:</b> < <i>t</i> :	<b>ごさい。</b>
7 以下の動物愛護推進員の活動内容のうち、あなたが活動できると考える内容をチェック(図) してください。(複数選択可)												
※活動内容の詳細については茨城県動物愛護推進員募集要項をご確認ください。  ① 動物愛護管理に関する自主的な啓発活動 □ ② 犬猫の保護、譲渡に関する助言 □												
		村との連							ボランティ		ダー	
8 7を	踏まえ、	、動物愛	<u></u> 護推進員。		Dような	活動が	でき	きるか具	体的に記え を含めてii	してく	ださ	い。
9 茨城県動物愛護推進員設置要項第2条第2項第6号及び第5条第1項,第3項の規定に関する以下の設問に対して,「はい」又は「いいえ」にO印を付けてください。												
① 茨城	県暴力[	団排除条件	列に規定す	される「纂	<b>美力団員</b>	」ではる	あり	ません	0	į.		いいえ
	動物愛護推進員活動を行う上で知り得た情報等は第三者に漏らしません。								i		いいえ	
③ 動物愛護推進員の身分を活動目的以外で使用しません。 はい・いいえ										いいス		
10 個人情報等に関する任意の情報提供について 居住市町村以外の市町村動物愛護管理担当部署に対し、個人情報等を含む当はい ・いいえ												
応募書の内容を情報提供することを了承します。												
※居住市町村には同情報を提供することが委嘱の条件となっています。 ※市町村主催の催事や災害時等の協力を円滑に行うために情報提供するものです。												
※市町村	可王催の	)催事や災	害時等の	協力を円滑	に行う	にめに情	報:	提供する	ものです。	-		

# 動物指導センターにおける収容頭数の現状について

1

